

公益社団法人 宮城労働基準協会
古川支部会員事業場 御中

古川労働基準監督署
署長 相澤 隆之
公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部
支部長 木田 秀隆
(公印省略)

特別教育(能力向上教育)受講のお願い

平素より労働行政に関し、労働基準監督署並びに基準協会古川支部の業務運営にご理解ご支援、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境を実現するためには、令和5年度スタートの第14次労働災害防止推進計画に掲げられた各種指標の達成、さらには自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、労働災害防止対策を一層推進する必要があります。

労働者が安心して働ける職場環境の整備には貴重な時間と資金を投資し、労働者を大切にして社会的責任を果たす企業は、イメージ向上や取引先・顧客・地域社会からの信用向上に繋がり新たなビジネスチャンス創出の期待ができます。

そのためには、労働災害防止は働く人の命を守るだけでなく、働く人の健康や働きがい確保するためにも、事業場内の安全衛生管理を担うスタッフを育成し、人材確保と定着をはかることが重要となります。

スタッフの方々にはこれまでの知識等に加え、これからの安全衛生管理に求められる「より高い管理水準」を身に付けていただくよう積極的な能力向上教育の受講をお願いいたします。

能力向上教育は、本来、**事業主自らが事業場の実態を踏まえつつ実施するようにと規定**されており、また**実施した能力向上教育の記録を個人別に保存する**とされておりますが、当協会は事業主に代わって各種能力向上教育を実施しており、修了証を発行しております。

しかしながら、当協会実施の能力向上教育は全体的にまだまだ受講が低調であり、労働災害の動向や技術革新の発展等による社会情勢の変化、法改正等においては各事業場の適正な対応が危惧されるところであります。

そのような中、古川労働基準監督署としては、必要な講習、取り組み等には時期を逸することなく受講していただくよう本年6月に引き続きお願いいたします。

能力向上教育については、労働災害防止の一層の徹底を図るため、安全管理者・衛生管理者等の各種管理者や各種作業主任者等の有資格者に対し安衛法第19条の2において、就業制限業務従事者に対しては第60条の2において概ね5年に1度の実施するよう規定されています。

古川支部としましては、次の通り予定しておりますので、計画的な受講をいただきますよう宜しくお願いいたします。

■ 特定化学物質作業主任者能力向上教育(7時間)を令和7年2月14日(金)・・・現在、開催案内を公開中

<令和7年度計画>

○ 職長能力向上教育(建設業以外の業種)・・・令和7年8月

○ 職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業)・・・令和7年6月・10月・令和8年2月

○ 有機溶剤作業主任者能力向上教育・・・令和7年9月

○ 特定化学物質作業主任者能力向上教育・・・令和7年10月

尚、各種能力向上教育の開催予定は当協会のホームページにて逐次ご確認いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上